

# 電子CP・電子社債等の振替決済システム構築に関する追加要望書

日本資本市場協議会

2003年11月

## はじめに

謹啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素は協議会活動に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

この9月に当協議会より提出致しました要望につきましては、11月20日に、その後関係者の方々のご努力により、将来の稼働に向けたスケジュールに沿って対応を進められることを確認させていただきました。皆様のご尽力に感謝いたします。

さて、当協議会では、発行体の立場から資金調達の円滑化を実現するために重要と考え前回要望させていただいた事項において、いくつか再確認・再検討をお願いしたい点をあらためて要望の形でまとめました。将来の資本市場発展のためにも、宜しくご配慮賜りますようお願い申し上げます。

敬具

## <要望>

### (1) 必要な前提条件について再確認および再検討をお願い致します

11月20日のご説明では、我々の要望のうち、必要な前提条件に記載の①②③について、銘柄登録がバッチ処理になるという点から、要件が充足されないような印象を受けております。

#### 前提①

銘柄登録の実務を考えると画面で登録し即座に参照できる仕組みが、常識的に考えて必要ではないでしょうか。

ご説明頂いた登録項目数が多いためという理由は、理解し納得することができません(ご提案申し上げております点はそれほど困難なことなのでしょうか)。

銘柄登録後すみやかに約定インプットが可能になるような銘柄登録の仕組み(採番／通知含む)が、円滑な発行実務の妨げとならないように確保されるべきと考えます。

#### 前提②

私募債についてはCPと同様自動連番方式による採番が可能かと思いますが、11月20日の御説明ですと、銘柄登録がバッチ処理になるため、1日数回の処理になるとのことでした。

私募の概念も以前とは変わっております。(例えば頻繁に発行されるCPも基本的に私募で発行できます。この延長線上で考えると、私募の社債も、電子CP型の頻繁に発行されるものが出現することを前提に考える必要があります)

上記①で指摘申し上げたように、システムの制約により機動的発行(市場参加者の利便性)が損なわれるのは問題です。今後、ユーロ債市場で一般的な(私募形式の)MTNプログラムのような仕組みに基づいて機動的な発行を行うことができるインフラの整備を重ねてお願い致します。

#### 前提③

11月20日の御説明では、銘柄登録がバッチ処理となっている点も含め、今後の改善は可能という趣旨のご発言があったと存じます。また、現状の日本の決済インフラは諸外国と比較して遅れているということは十分認識されているとのご発言もありました。

今後1年以上をかけて構築する一般債および電子CPの決済システム

ムでは、少なくとも「諸外国並」の決済システムを実現すべきと考えておりますので、銘柄登録のリアル化も含め、諸外国に明らかに劣後するような決済システムになることがないよう、あらかじめ優先順位を明らかにしていただきながら、ご検討をお願い致します。  
なお、前回の要望にも盛り込みました「必要な前提条件」を、以下に今一度ご提示申し上げます。念のためご確認いただければと存じます。

## 必要な前提条件

### ① 発行・引受実務についてもリアルタイムかつCPU接続による処理を可能とすること

電子CPは日々の資金繰りの調整弁として利用される期待があります。(現在は利用されておりませんが、近い将来絶対的に必要になることであるとの認識を共有させていただきたいと存じます) また、一般債は条件決定直後から取引(約定照合)を可能とすることが望まれます。したがって、電子CPの円滑な即日発行および一般債の即日約定入力を可能とするために、発行スキーム(銘柄登録含む)についてはリアルタイムかつCPU接続による処理機能は必須であり、一般債(電子CP本格対応含む)システム開発に際しご配慮いただきますようお願いいたします。特に、銘柄データベースは機構システムの基盤であり、リアルタイムの更新およびユーザー参照を可能とするようなシステム設計をお願いする次第です。

### ② 一般債および電子CP等の銘柄コードについて即時採番を可能とすること

一般債および電子CPは条件決定と同時に採番できないとその日の募集販売や約定照合に支障をきたします。よって、単純なISINコード体系とする等の工夫により、極力、人手を介さず即時採番を可能とすることが必要であると考えます。

しかし、一般債振替制度の要綱案では、公募債等については証券コード協議会を介した採番を行う形になっておりますが、電子CPのように証券コード協議会を介さず採番できるようご検討をお願いします。仮に直ちにそれができない場合にも、2年後の稼働時期を踏まえて、証券コード協議会と実務面・システム面の工夫・調整を行うことで、遅滞なく一般債振替稼働までにリアルタイム採番ができるようお願いいたします。

### ③ 上記を含め、フランスで現在行われている水準の機能が実現可能となる機能を盛り込むこと

先進諸外国のシステムを参考とすることも必要ですが、提携先の米国DTCCだけを手本とするのではなく、世界最先端であり優れた機能を持つユーロクリア・フランス等のシステムを参考にして、少なくともその水準以上の機能を早期に実現可能とするようなビジネス戦略(特にシステム戦略)をアジアのCSDハブへの発展性をにらみつつ、グローバルな視野から今後、明らかにしていただきたいと存じます。

以上